

北朝鮮の弾道ミサイル発射に抗議する決議（案）

去る3月6日、北朝鮮は4発の弾道ミサイルをほぼ同時に発射し、そのうち3発は日本海上の我が国の排他的経済水域内に落下した。

これは、昨年11月に国連安全保障理事会で採択された安保理決議2321号を初めとする累次の安保理決議や日朝平壤宣言に違反するとともに、六者会合共同声明の趣旨にも反するものであり、断固として抗議する。また、航空機や船舶の安全確保の観点から極めて問題のある危険な行為であり、断じて容認できない。

北朝鮮は、昨年、核実験を2度にわたり実施し、また、長距離弾道ミサイルや潜水艦から発射したものを含め、20発を超える弾道ミサイルの発射を実施した。

さらに、ことしに入り、日米首脳会談直後の2月12日の発射に続き、今般も4発の弾道ミサイルを発射するなど、こうした核実験及びたび重なる弾道ミサイルの発射は、新たな段階の脅威であることを明確に示すものであるとともに、我が国及び地域、そして国際社会全体の安全保障に対する明らかな挑発行動であり、強く非難する。

よって、横浜市会は、国際連合からピースメッセンジャーの称号を授与された都市の議会として、恒久平和と核兵器廃絶を実現するとともに市民の生命と財産を守る立場から、北朝鮮の行為に対し抗議するとともに、このような行為を二度と起こさないよう強く求めるものである。

以上、決議する。